

19 総用送第 416 号
令和 2 年 3 月 26 日

事業者 各位

江戸川区

「江戸川区工事請負契約標準約款」の改正について

令和 2 年 4 月 1 日に改正民法が施行されることに伴い、「江戸川区工事請負契約標準約款」を、下記のとおり改正します。

記

1. 改正後の約款及び新旧対照表

江戸川区ホームページ「入札・契約情報」→[「契約約款」](#)のページに掲載しています。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/keiyakuyakkan.html>

2. 適用年月日

令和 2 年 4 月 1 日以降に契約締結するものから適用します。

3. 主な改正点

別紙参照

<お問い合わせ>

江戸川区総務部用地経理課契約係 工事班

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

電話 03-5662-1005 (直通) FAX 03-5662-1006

「江戸川区工事請負契約標準約款」主な改正箇所

1 かし担保責任に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、「かし」という用語を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）」に見直しました。
- 改正民法を踏まえ、契約不適合があった場合の発注者の権利として、履行の追完請求権と代金の減額請求権を規定しました。
- 発注者が、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除を行える期間について、整理しました。

2 契約解除権に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、発注者の解除権、受注者の解除権共に催告解除と無催告解除に分けて、それぞれ解除事由を規定しました。

その他所要の見直しを行いました。